

原子力損害賠償支援機構

第18回運営委員会

平成24年10月4日

原子力損害賠償支援機構

午後16時29分 開会

○川端委員長 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第18回の「原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催いたします。

本日は、[]は出張により欠席されております。また、[]は所用により、議事の途中より出席されることになります。

本日の運営委員会の議題は、お手元の議事次第のとおりです。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますが、まず[]より東京電力の損害賠償の現状について、前回からの進捗を中心に御報告をお願いしたいと思います。また、賠償の事例研究に関する委託事業についてもあわせて御説明をお願いいたします。

[] []でございます。よろしくお願いいたします。

前回、運営委員会で経済産業省と東京電力が定めた財物賠償の基準ができましたということをお報告申し上げたかと思えます。きょうは、その後の進捗について御報告申し上げます。

資料3-1、全体の総括的な状況でございますけれども、本賠償は1兆1,233億円の支払いをしております。個人については2,455億円を払っておりまして、これは避難の対象になっている方の86%の方から、1回以上の請求をいただいているということでございます。自主的避難の支払いでございますけれども、2,617億円ということで、これは母集団にもよるんですけれども、98%ぐらいの進捗でございます。これはほぼ上限になっているのかなというところでございます。したがって、個人、自主的避難は着実に進捗しているのかなと思われま。

法人については、まだ請求が出切っていないところがあるので何とも言えないんですけれども、現時点のところは3,612億円の支払いということです。

若干遅れているのが団体交渉、地方公共団体もののところでございまして、個人と法人を優先的に取り組んでいる関係から、少し出足が遅くなっております。今後、鋭意取り組んでいく考えでございます。

2枚目は、支払状況をグラフにしたものが出ております。この中で、自主的避難を契機に、金額としてはかなり伸びていることがごらんいただけるかと思います。

3枚目は、特別事業計画の中で賠償の目標をいろいろ定めております。「迅速な支払い」「きめ細やかな賠償の支払い」「和解仲介案の尊重」「親切な書類手続き」などございまして、それぞれについて目標数値や目標の概念を載せているんですけれども、その状況について各種ごとに私どもでフォローアップをしております。

例えば個人の請求書の確認日数については、目標3週間に対して19日または20日程度。法人については同じく3週間に対して14日または12日ということで、おおむね目標期間は達成していると考えております。

以上、賠償の進捗の総括的な状況でございます。

最近の動きについて御報告したいと思います。先般、これから避難区域の見直しをするのであるということで、避難区域の見直しに伴って、特に財物の賠償基準を定める必要があるということは御報告申し上げたかと思えます。その後の進捗でございます。

避難区域の見直しについては、残念ながら現時点でははかばかしい進捗が見られないというのが実態でございます。現時点までに避難区域の見直しを終えて、賠償の要件となるところの何年間避難が続くのだという避難期間の設定が終わっているのは、飯舘村だけでございます。特に問題となるのは浜通りの4町です。浪江、大熊、富岡、双葉の4町については避難区域の見直し自体がまだ進んでおりませんで、当然ながら避難年数、避難期間の設定までは至っておりません。現状は、地元の政治日程などもあって急に進むとは考えにくく、しばらく一進一退的な状況が続くのではないかと予想をしております。

これに伴いまして、賠償をどのように進めるかということが問題になるわけですが、10月以降の賠償については、将来分も含めて財物以外の部分については一括してお支払いしようという方針を打ち出しております。これは包括請求と言っているんですけれども、避難区域の見直しが終わったものについては、その避難区域の見直しの標準年数、終わっていないものについては、向こう1年間の額をまとめてお支払いして今後の生活再建に役立ててもらおうということで、10月から包括請求を始めているということでございます。これまでは、3カ月ごとに使った額を請求していただくというやり方だったんですけれども、これからは将来分を一括して支払うやり方に変えたということであります。

それと、財物賠償でございますけれども、財物賠償に当たりましては固定資産税台帳のデータが必要になっておりまして、これを取得するために土地、不動産の所有者に対して委任状を発送して、委任状でデータ取得を承諾していただいた方について、固定資産税台帳のデータを吸い取るというやり方を、今、準備中でございます。これによりまして、10月中には委任状の用紙を被災者の方にお届けし、これが戻ってくれば11月には固定資産税台帳のデータを東電が取得し、早ければ年内には財物賠償のキャッシュアウトが行えるようにしていこうということでございます。もちろん避難区域の見直し自身が十分に進んでいないので、このとおりいくか

どうかはわからないんですけども、少なくとも東電の作業が制約要因になっておくることがないように、準備だけは先行的に進めていくことを指導している状況でございます。

賠償としては、現状は以上でございます。

もう一点御報告でございます。資料3-2「原子力損害賠償の事例研究（委託事業）」というものでございます。文部科学省から原子力損害賠償の事例研究をやってくれないかという依頼を受けておりまして、現在、当機構において検討中であります。

中身といたしましては、2.の「（1）東京電力による賠償実績の整理・分析」ということで、当機構が常日ごろやっているデータの取得、整理をやってほしいということと、「（2）ADRセンターでの和解事例の分析・整理」ということで、ADRの和解事例は公表されているものがそこそこございますので、公表されている和解事例について改めて統計をとってみて、どのような傾向があるかを分析していこうということでございます。

基本的には、文部科学省からの要請に応じて、この委託事業を受ける方向で現在検討中でございます。体制として透明性をもって、どちらか一方に加担していると思われるデータの整理をすることがあってはいけませんので、データ整理のモニタリング体制みたいなものもしっかりした上でやっていきたいと思っております。

その関係で委託全体のスコープと費用の概算がまだできておりませんで、議案としては、きょうは運営委員会に提出させていただいておりません。きょうは、今、文部科学省との間でこういった事業を検討中であるということで、御報告にとどめたいと思います。

スコープとか金額が確定いたしましたら、改めて次回の運営委員会あるいは時間がなければ持ち回りということになりますけれども、御説明させていただいて、これは委託事業でございますので支出と収入があるものですから、予算の変更をする必要があるということで、予算の変更決議をいただいて、主務官庁に認可をいただきたいということでございます。

いずれにせよ、内容が固まり次第、改めてこの委員会または個別に御説明して御相談したいと思っております。

私からは以上でございます。

○川端委員長　ありがとうございました。

ただいまの御説明に関して何か御質問があればお伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。東京電力に設置された経営改革本

部における取り組みについて、[]より御報告をお願いします。その後、あわせて嶋

[]より補足の説明をお願いいたします。

[]は、今、所用がございましておこなっております。

○川端委員長 では、[]をお願いいたします。

[]ありがとうございます。[]でございます。

私も東京電力の経営改革本部にほぼ常駐する形になっておりまして、[]

[]向こうで精力的に改革の議論を行っているというものでございます。

資料4に基づいて、現状の御報告をさせていただきたいと思います。

2ページ目、本日の説明内容の全体像でございます。皆様もう御案内かと思いますが、
まず「1. 体制・改革課題」から御説明申し上げまして、その後「2. 合理化・コストダウン」
につきましては、子会社関連の話もございますので若干細かいところまで御説明申し上げたい
と思います。「3. 料金値上げの理解活動」「4. カンパニー化」「5. スマートメーター」
などを説明させていただきたいと思います。

1ページ目、まず、経営改革の体制でございますが、現在、委員会設置会社に移行しており
まして、会長と社長の強いリーダーシップのもとで改革を推進しているということでござい
ます。

経営改革本部会議につきましては役員で構成される会議でございますし、社長・会長の両方
ともが入った会議体でございます。経営の重要課題について審議させていただきますが、それ
に加えまして取締役会でありますとか、執行役会とか、そういうところをお支えする存在とし
て活動してございます。イシューとしては、重要な経営課題全般を議論させていただく、こう
いう存在でございます。

4ページ目は、取締役の一覧でございますが、こちらは6月27日の株主総会で議決されたと
おりでございますので、説明としては割愛させていただきたいと思います。

5ページ目、改革8課題でございます。こちらの改革8課題というのは、経営改革本部事務
局で主体的にプロジェクト化をして議論をリードしている8つの課題でございます。具体的
に申し上げますと、1の合理化・コストダウン、意識改革、カンパニー化、燃料・火力、送配電、
小売、スマートメーター、海外事業、こういったそれぞれの項目について、主管部も交えなが
ら議論を行っているところでございます。

6ページ目から具体的な項目でございますが、まずコスト削減につきましては2012年度に

おきまして、総合特別事業計画に定められた削減目標を追加達成できる見込みとなっております。

それに加えて、7月25日の経済産業大臣の料金認可の中では、ある種の査定というものを受けておりまして、それが年間で841億円ほどございますが、この部分が下方修正されることになりますので、この841億円の下方修正というのが収支に影響を与えないよう、現在さらなるコスト削減の努力を進めているところでございます。

これに加えて、競争入札による比率ですけれども、3年間で3割を目指すという目標だったんですが、料金のときの議論も踏まえまして、5年間で6割の契約について競争入札を導入するという深掘りを行おうと思っております、こちらも全力で取り組んでいきたいと思っております。

7ページ目、調達委員会でございます。今、説明申し上げたのが予算面での削減というのに対しまして、7ページ目の調達委員会につきましては、執行面での削減という位置づけになるかと思えます。すなわち10億円以上の契約につきましては、外部のコストカッターを含めて、その契約が妥当なものなのかどうかをきちんと審査させていただく。その上で妥当であればそのまま契約に進みますし、妥当でない場合には修正点を指示してコスト削減につなげていくという、ある種ミクロのところまで立ち入ったコスト削減の努力でございます。

こちらのほうは、事務局には外部のコストカッターとして宇田左近氏、マッキンゼーの経験とかがある方ですし、日本郵政でのコスト削減の経験がある方だと思っておりますけれども、10億円以上の契約につきましては、その方に参画していただいてきちんと審査させていただく、こういう枠組みを設けたところでございます。

8ページ目、子会社・関連会社との取引の見直しでございます。こちらにつきましても結論を申し上げれば、総合特別事業計画に書かれた2012年度の目標207億円、こちらは達成する見通しでございます。東電工業、東電不動産など具体例を書いておりますが、ほぼ全てのところで競争入札の実施でありますとか、発注方法を工夫することによって発注単価を下げるでありますとか、人件費の削減を行うとか、そういった取り組みによって、この207億円の削減を図っていくというものでございます。

9ページ目、子会社の本社移転という話でございます。東電の子会社の中にも都心5区内に本社を置く子会社がございますが、コスト削減の観点から、そういった子会社については本社を移転していただく、そういう取り組みでございます。

移転対象といたしましては大体20社ぐらいございまして、その20社の中には再編とかそういうものも含まれておりますけれども、いずれにいたしましても都心の5区外に本社を移す、それによってコストを下げるという取り組みでございまして、タイミングにつきましては、賃貸借契約の問題がない企業につきましては本年度中、再編等が見込まれる企業につきましては再編時に移転を実施する、こういう取り組みを進めております。

10ページ目、資産売却であります、資産売却につきましては昨年度からの累計で4,570億円となりまして、全体目標の7,074億円に比すれば順調に進捗しているものと理解しております。

3類型ございまして、不動産、有価証券、子会社・関連会社とございます。不動産については2,500億円弱の目標に対して635億円と低く見えますが、これは2012年度、本年度の第1四半期までの動きでございまして、第2四半期におきましてもかなりの進展が見込まれるものもございまして、したがって、目標といたしましてはこちらの目標数値2,500億円に対しまして、今年度で5割を超える実績を上げるような取り組みを進めております。

11ページ目、今、申し上げました、第2四半期で進展のあった不動産売却の事例につきまして御紹介申し上げます。

まず1番目、総合グラウンドでございまして、こちらは7月27日に売買契約を締結。続きまして東新ビル、これは東電の本店の目の前にある、通称「別館」と呼んでいるものでございまして、こちらにつきましても既に売買契約を締結しております。若干オフィスとして使っているところがございしますので、一部のオフィスは13年9月末まで残ることになりますが、いずれにいたしましても本年度末に引き渡しを行うことによって、売却手続は終わらせようと思っております。千住のグラウンドと銀座支社の本館につきましては、2013年度に売却を行う予定でございまして。

12ページ目、東電病院でございまして、こちらにつきましては、株主総会のときにも少し議論になったものでございまして、その議論を踏まえまして、その後、東電の中で検討した結果、経営合理化の一層の深堀りの観点から売却することを決定しております。その方式につきましては、東電としては病院としての売却を希望しておりますけれども、さまざまな所管省庁、端的に申し上げますれば東京都でありますとか、新宿区でありますとか、そういうところとの調整が一部ございまして、そういった調整を行いながら売却を進めていきたいと思っております。スケジュールにつきましては、そちらに書かれておりでございます。

13ページ目、ちょっと色合いが変わりまして料金値上げの理解活動でございまして、こちら

は料金の値上げというところもございましたので、我々といたしましてはなるべく多くの方々にきちんと説明していくという努力を、認可前から進めておりましたところでございます。その後、認可に伴っても、さらにその運動を強化しているところでございますが、具体的に申し上げますと、認可前の取り組みとして、一般のお客様に対しましても検針時に御案内チラシをあわせて配布するでありますとか、お客様と直接お会いする機会があった場合にはその場で説明いたしますとか、そういう取り組みを進めておりましたし、認可後におきましても専用ダイヤルを設置した、もしくは新聞広告によってお知らせを行う、こういう最大限の努力を行っていたところでございます。

14ページ目、カンパニー化でございます。カンパニー化につきましては、何と申し上げましてもまずは合理化のために活用していかなければいけないと思っております、そのために管理会計単位をなるべく細分化していく取り組みでありますとか、社内取引、例えば小売カンパニーと燃料・火力カンパニーの間の電力の供給契約でございますが、そういうものを社内取引として擬制することによってお互いの相互牽制を働かせていく、それによって合理化に結びつけていくという取り組みでございます。

また、それに加えて将来の財政基盤を強化するという観点から、燃料・火力カンパニーとか小売カンパニーが、将来どういう分野で伸びていくのかということについても、あわせて検討しているところでございます。現在、かなり技術的なところまで含めまして、例えば管理会計をどこまで細かくするのかという話でありますとか、組織としてどのようにたてつけをつくっていくのかとか、将来成長する可能性がある分野はどこなのかとか、そういったところにつきまして技術的な検討を進めているところでございます。

15ページ目、スマートメーターでございます。スマートメーターは、将来いろいろな方に御活用いただける非常に重要なインフラだと思っております、しかも、拡張可能性というのは非常に大きい大事な取り組みだと思っております。したがって、東京電力といたしましては、なるべくオープンな調達を行うという観点からさまざまな努力をしているところでございます。例えばシステム構成につきましては国際標準に準拠するでありますとか、メーターにつきましては国際競争入札を行いますとか、そういうオープンなところを強調する取り組みをやっているところございまして、引き続きそのような取り組みを進めていきたいと思っております。

導入スケジュールにつきましては、2014年4月から設置を開始する取り組みを進めておりま

して、そのときにも検定満了にかかわらず、希望があったところについては設置をしていくという加速的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

16ページ目以降は、必ずしも総特に書かれてない分野かもしれませんが、新たな取り組みを御説明申し上げます。

まず、原子力改革でございます。原子力改革につきましては、国会でありますとか、政府でありますとか、さまざまな事故調の報告が出ておりますので、その事故調の提言を真摯に受けとめて世界最高水準の安全と技術を確保する、そういう意気込みで取り組んでいるところでございまして、そういった観点から、2つの組織を新たに設置したところでございます。

1つ目の組織が原子力改革監視委員会でございます、2つ目の組織が原子力改革特別タスクフォース、この2つでございます、前者の監視委員会が取締役会の諮問機関という位置づけでございますので、これは監督をきっちり行っていく。したがって、構成員としては国内外の原子力の専門家。後者の原子力改革特別タスクフォースにつきましては、監視委員会の監視とか監督を受けながらきちんと執行していく。したがって、メンバーといたしましては社長でありますとか、原子力・立地本部長、そういう方々に入っていくという体制を整備しております。

17ページ目が、取締役会の諮問機関である監視委員会の構成でございます。下河辺会長に加えまして、ごらんの4名の方を外部の委員として招聘してございます。まず、上のデール・クライン氏はアメリカの原子力規制委員会の委員長の御経験のある方ですし、大前研一氏、櫻井氏。櫻井氏につきましては、国会の事故調の委員であった。さらにバーバラ・ジャッジ氏はイギリスの原子力公社の名誉会長で、さまざまな分野で御活躍の方だと聞いておりますが、こういった方々の御知見をお借りしながら、原子力改革を推進してまいりたいと思っております。

18ページ目、ビジネス・アライアンス委員会でございます。こちらのビジネス・アライアンス委員会につきましては、例えば燃料・火力、小売とか、そういった分野におきまして開かれた東電という考え方のもと、さまざまな国内外の企業から提案を受け付けて、これまでは考えられなかった新しいビジネスモデルを構築していきたい、そういう取り組みでございます。ある意味、主管部で小さくまとまるのではなく、中長期の戦略を考えながら、そのために外部の方々の委員に御参画いただきながら、ビジネス・アライアンスを議論するという場でございます。

委員といたしましては、右側に書いてありますとおり、信州大学の今村先生を委員長として

ごらんの方々が委員として就任する予定でございますが、いずれの方々も現在は大学という中立的な機関の職でございますけれども、いずれの方々もビジネスの経験が実際におありの方です。そういった方にきちんとビジネスの観点からチェックしていただくということでございます。

19ページ目、電力ピーク需要抑制でございます。これはBSPの話でございまして、過去の取り組みでございます。アライアンス委員会は、こういった取り組みもイメージしているということで添付させていただきましたが、説明は割愛させていただきたいと思えます。

20ページ目、意識改革でございます。非常に大事な取り組みですけれども、基本的に我々が現在行っておりますのは、経営層の方々に、若手でありまうとか、そういう方となるべく直接意見交換を行っていただいて、経営層が何を考えているのか、現場の方々が何を考えているのか、お互いに情報交換していく取り組みを進めております。2例ほど紹介させていただいておりますが、左の側が会長、横田執行役員が支店に行ったとき、右側につきましては、嶋田・村松両事務局長が本店で議論しているシーンでございます。

21ページ目はまとめでございますので説明は割愛させていただきますが、22ページ目以降に主要3課題、「賠償」「安定供給」「安定化・廃炉」という3つの課題の現状について御説明申し上げております。

22ページ目の賠償につきましては、先ほど奈須野執行役員から説明があったとおりですので23ページ目の安定供給に移らせていただきますが、23ページ目の安定供給でのポイントは、ここの夏は比較的暑い夏だったと思うんですけれども、その際でも最大需用電力は5,078万キロワットでございました。気温に比すればかなり低い需要だったと思えますが、ある種の節電努力は継続している。その結果、我々が用意しておりました供給力は5,453万キロワットでありますので、需要に対応した供給力を用意できたと思っております。

最後、24ページ目は安定化・廃炉でございますが、こちらは政府とともに策定した中長期ロードマップに従いまして、非常に長期間にわたる取り組みではございますけれども、しっかり対処しているところという報告でございます。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

から、補足で説明がありましたらお願いします。

です。

私から、幾つか御報告で追加をさせていただきます。

新経営陣になって3カ月がたちました。新しい経営陣、社外取締役の皆さんの最大公約数的な印象で申し上げますと、まず第1番目に、例えば下河辺会長も私もそれぞれ別々に、全支店あるいは支社の人も集めてやっていますけれども、やはり会社の劣化が急速に進みかねないというのが、今の率直な認識でございます。これはやめる人の数が加速度的にふえているということだけではなくて、モチベーションの面でも、会社は財務リスクを抱えたままではやれないというのが経営者の皆さんの総意としての、今の意見だと思います。したがって、ここ1～2年の間にどういう道筋をつくるのか、それをよく考えなくてはいけないという感じでございます。

2番目に、今、週1回ぐらいのペースでずっと社外でやっています。結論の1つは財務リスクです。そこについて、やはり少なくともある程度の方向性は出していかないと、今のままの状況ではだめだ、そこが経営の最大のプライオリティーだというのが、今の認識です。

3番目に、総合特別事業計画は実は電力自由化が前提として入っておりません。この間、夏に出されて、恐らく年末までに全面自由化の方向は変わらないと思います。そうだとすると、5年後か6年後にやってくる全面自由化に向けて、今からどういう対応を着手するのかという点。

その3つが、今の最大課題になっていて、一言で申し上げますと、この間、総合特別事業計画をつくっていただきましたけれども、やはりいずれかの時点では、総合特別事業計画。これは既存のものを差し替えるのではなくて、既存のものの延長線上に、例えば自由化を踏まえた事業計画をどうするのか、そもそもの費用分担のあり方についてどうやって取り組むかという話もできる限り入れたものをつくっていかないとたないのではないかという意見が非常に強く出ています。

とりあえず社内的には、今月から来月ぐらいには中期経営計画の方針を示すことになっています。中期経営計画というのは、通常3年のローリングプランでやっていて、大体9月末か10月ぐらいに方針を示して3月末までに計画をずっと積み上げる、予算の概算要求、予算みたいなプロセスなんですけれども、今回は、今、それが止まっています、ボトムアップの方針、概算要求基準をつくるのではなくて、トップダウンで経営方針みたいなものを今月から来月ぐらいには示そうという動きになっている。

したがって、その中で、今、ずっと毎週のように社外取と議論していますのは、その基本的

な中身についていろいろやっているところです。

○川端委員長 ありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関して、委員の皆様から御質問があればお願いしたいと思います。

、お願いします。

ありがとうございます。

ちょっと原子力改革のところについてお聞きしたいですが、この前、9月14日にエネルギー・環境会議で革新的エネルギー政策というのが出されて、結果的に、2030年代に原発ゼロを目指すということで、基本的にどういうロードマップでやっていくのかについても議論をした形跡はありませんし、それに伴うコストの見積もりもないし、当然コストの見積もりがない以上、誰がそのコストを分担するのかということも議論された形跡はないという状況で、その後、9月19日に閣議決定の場であれを参照するという形になっていますけれども、結局何が決まったのかというのはよくわからない。

そういう状況のもとで、他方、再稼働は総合特別事業計画の中でも仮定として織り込んでいますけれども、この再稼働についても規制委員会の側なのか何なのか、要するに、誰が判断するのかというのがちょっとよくわからないという印象を持っています。

そういう中で、原子力改革の体制をつくられたのは非常にいいことだと思うんですが、特に外国の経験者の方を入れているのでいいと思いますが、その中で一番のポイントになるのは、やはり規制当局との関係です。つまり、規制当局がコンプライアンスのように言ったことを100%満たすということでやっていくことなのか、そうではなくて、ここにも書いていますけれども、世界最高水準の安全と技術を目指すというのは、結局オペレーターとして全責任をしょって、むしろ規制当局から言われていないことでも、必要なものはやっていくんだという気構えでやっていくのだろうと私は読んだんですが、国の原子力についての方向性も、結局何がどう決まったのかわからないまま外国の人を入れても、多分彼らに何を説明するのか、理解されないのではないかという気もしないでもないんですが、その辺のところは、まず最初の点について、私の理解が間違っていたらちょっと教えていただきたいということと、実際に参画されて会合が開かれたかどうかはよくわかりませんが、その辺のことについて、どういう議論があったのかというのを教えていただきたいです。

まず、国の政策は、要はいろいろな解釈があるということだと思いますので、それぞれの解釈に従ってそれぞれが進んでいってしまうというのが、今の現実だと思

ます。

今回の原子力監視委員会、東京電力でやるものについてはとにかくそういうものとかかわらず、みずから世界最高水準のハード、ソフトを入れていく組織に変わっていこうというものです。トップマネジメントの改革もやろうというのは、過去の事故調よりももっとはみ出た点です。そういう観点から意見をもらうということでもありますので、政策が迷走している云々の話はあるかもしれませんが、それとは関係なくいろいろアドバイスをもらって進めていくというのが今回の趣旨です。

したがって、例えば事前に津波の話に対して何で備えがなかったのか、それをトップマネジメントとして、どうしてインプリメントできなかったのかというところにも突っ込んでやることにしていますし、実際にシビアアクシデント対策として何で欧米並みのものができていなかったのか。それは単に保安院の話にとどまらず、企業の組織体として何でできていなかったのかという話をやろうということにしていますし、事故対応についてもちょっと突っ込んでやっていくということで、今、考えています。

10月12日に初回ですから、外の目にさらして、これは原子力版の社外取締役だと思っていますので、その指示も受けてやっていく。

もう一つは、福島第一の対応について、ここを使って世界に発信していくという心構えでやらないとしようがないと思うので、世界の内外にいろいろな協力のゲートになってもらう一方で、ここも活用してどうやって発信していくかというのも相談してやっていく、そんな気持ちでやろうとしています。

わかりました。

要するに、東電の事故調もあったわけです。それで、福島第一の事故について、政府、国会等さまざまなところでいろいろな検証があったわけですが、それはそれで、ここで言っているような観点、要するに、今後の安全な原子力発電所の運転にどう生かすかという視点は全く抜け落ちていると思うので、そこは単なる事故の調査とか原因調査だけではなくて、フィードバックということでお考えになっていると思いますが、その中で運転しないと、今、言った次のフィードバックも生きてこないで、再稼働されない状況のままずっと続いて、結局過去の調査だけをやっているという状況になってしまうと、モチベーションもなかなか湧かないと思いますので、先ほどおっしゃったように国の政策がどうであれというのは、むしろ安全性に対する国民の信頼をさらに取り戻すという趣旨で、やっておられると理解してよろしいでし

ようか。

もちろんそうです。

○川端委員長 ほかに御質問はございますか。 、お願いします。

先ほどの青天井の財務リスクでは、東電がもたないというのはまことにそのとりだと思えます。抜本策が必要だと思えますが、それに関連して、除染と廃炉の問題が国においてもいまだにどう取り扱うのかがはっきりしない。これも当然、東電の経営と関連するわけですが、この巨額な金額がさらに財務リスクを生むことになると思えます。それについての国の動きといいますか、東電の中の認識でもいいのですが、その辺が第1点です。

もう一つは、もしそれが何らかの形で巨額な金額を生む、具体的な形であらわれた場合、現在の機構法の枠組みの中で処理できるのかどうか、あるいは新たな枠組みが必要になってくるのか、どんなお考えなのでしょう。教えてください。

以上です。

まず、除染については、前に比べるといろいろなガイドラインができていて、市町村で進める除染についても、そのガイドラインに従っているかどうかを環境省の出先でもチェックしています。いわば東電の出向で事務所に行ったり、今、環境省のゼッケンを働いている人が相当ふえています。

多分、国の側と東電の側で切迫感が違って、国からすると実際のディスバースは何年か、すごく長い期間がかかりますから、まだまだ先の話だという認識です。一方、東京電力からすると、ある程度諸元が決まってくると、監査法人からすると費用認識されてしまう可能性もある。東京電力の立場からすると、劣化が激しいということ以外に債務認識云々ということから、ここ半年近くでの対応で将来この会社がどういう路線に行くのかというのが、分かれてきてしまう可能性が非常に高いです。

もう一つ、今の話で追加をすると、年末に自由化のスケジュールと内容が決まります。東京電力について言えば、その時点で財務リスクの部分をどうするかというのが全て決まっても、ある程度の筋道も含めて自由化の法律ができるときまでにはできてないと、支離滅裂でまたないと思えます。自由化をやめてくれという話になりかねないと思えます。

○川端委員長 、よろしいですか。

では、 、お願いします。

■■■■の先ほどの御発言中で、私には理解できないところがあったので、教えていただきたい。青天井の債務リスクを負ったままでは何年もやっていくのに適切ではない、東電社員の意欲ももたない、そういう話は理解はできます。分けるという話が重要だというのは理解できます。

なぜ、それが自由化と関係しているのかがよく理解できません。先ほどの何々だったら自由化はやめてほしいなどという発言は困ります。自由化を初めとする制度設計は東京電力のためにやっているのではなく、日本全体の電力システムのためにやっているわけで、一電力事業者のためにやっているではありません。一電力事業者の立場から、これは困るというのは、会社の中での発言、取締役としてそう考えているという限りでは問題ないと思いますが、制度設計は、本来は東京電力のためにやるのではなく日本全体のためにやるものですから、その制度改革に対して機構を通して経産省に圧力をかけていると誤認されるような発言は困ります。自由化をしたのにこの状況ではプレーヤーとして参加できなくなります、それでも制度設計は本当に大丈夫なのか、と問いかけることは意味があると思いますが、分離しないなら自由化すべきでないという類の発言は、私はそのまま安易に聞き過ごすことはできません。

いずれにせよ、この流れは変わらないと思うのでこだわってもしようがないとは思いますが、やはりここは政策を決める場ではなく、そのような制度のもとで、東京電力がどうやっていくのかということを考える場だと思います。

自由化をしてもしなくても、今のような状況が続けていたらもたないと思います。その意味で私は、自由化は関係ないと思っています。まず、建前でも実際でも、青天井にかかっている債務のかなりの部分は損害賠償です。これはどの道、料金には乗せられないというルールになっているので、仮に自由化しなかったとしても、いつまでも放置していたらもたない。自由化の有無と無関係にちゃんとやらないといけないことだと思います。先程の発言だと、自由化をしていなければ総括原価の中で何らかの形で料金に紛れ込ませるからこういう状況でももつけれども、自由化をされたらもたなくなります、まるでそんなことを言っているように聞こえるわけです。私は問題の立て方がおかしいと思います。

以上です。

■■■■ ちょっと私の言い方が悪くて誤解を与えていたら申しわけないですけれども、別に自由化すべきかすべきでないかということについて、東京電力の立場から予断を与えようと思って言っているわけでもないですし、その判断を言っているわけではなくて、や

はり自由化対応というのは、今年というか、もうすぐにいろいろ始めなくてはいけない段階。そのときに、発電とか小売の分野は本当に裸で出ていくわけですが、今の燃料構成を見ると競争力は非常に低い状態のままでございますので、相当思い切ったことをやっていかないと、そもそも生き残れないという状況が一方であります。それだけチャレンジングな話がある中で、片方で会社全体に費用の負担が長い年月かかるという状態があったままで、そこにムチを振るっていくというのが厳しいということを申し上げたわけです。

○川端委員長 [REDACTED]、よろしいですか。

ほかには何か、[REDACTED]、どうぞ。

[REDACTED] 御説明ありがとうございました。

大きく2点あります。1点目は先ほど [REDACTED] から御説明がありましたように、東京電力が非常に厳しい状況にあるということはよく理解できました。ですが、新経営陣に変わったこと、機構からの出資を受けたことなど経営に大きな変化があったわけで、株式市場に上場している以上、投資家等に対して何らかのメッセージを出していく必要があると思います。

そうした中で、今後のスケジュール感と中身ですが、年内に自由化及び自由化のスケジュールが決まる。それに向けてのメッセージも必要だと思います。ただ、そうはいっても東京電力だけが頑張りますという内容もまたおかしいと思いますので、どのように打ち出すのか、深く考えていく必要があると思います。大変難しい問題ではありますが、そうした話がいつごろ外部に出てくるのか、あるいはどのような内容をメッセージとされるのかについて、おわかりになる範囲でお聞かせください。新しい経営陣になって、東電の方がまだ機構の方には一度もいらしてないということもあります。そのあたりも含め、御教示くださいというのが1点目です。

2点目は、18ページの資料にありましたビジネス・アライアンス委員会についてです。総特では、ほかの方々のお力を借りて、どうにか将来の電源確保をしていこうということだったかと思います。そうした中で、過去、東京電力がやってこなかったことを推進するための社内の仕組みということで、ビジネス・アライアンス委員会というのは非常に大きな意味を持つと思います。その一方で機構の役割としては、それをモニタリングする仕事というのがございます。アライアンス委員会の役割とは全然違う位置づけが別途あると思っております。社内の内部モニタリングの仕組みという話と、機構の法的な位置づけを持った機関としてのモニタリングとでは意味も違いますし、見なければいけない場所も違うのではないかと思います。アライアンス委員会につきましては、大変評価させていただいておりますが、それと機構との関係はどの

ようになっているのでしょうか。機構としては、ほかの事業者に対して何か不利益なことになっていないかといった点についても見ていかなければならないと思っていますので、そのあたりは何か工夫をお願いしたいのですが、というのが2点目です。

以上です。

まず、後半のほうからお答えすると、3カ月に1回、東電の経営陣と機構の運営委員会と、いろいろ協議、意見交換をすることになっていますので、もう3カ月がたちましたのでそろそろセットいたします。

アライアンス委員会は、ある程度進展があった時点で御報告いたしますし、むしろやっている趣旨は、各部がその部の利害で意思決定がなされてしまう部分がこれまでは多いです。アライアンスは、とりわけその部の単位を越えた相当大的な全社的な観点でやらなくてはいけないので、こういう組織もつくってちゃんとチェックもするという形にしています。これはまさに機構の運営委員会で御議論いただいていた話の延長戦上だと思うので、それは心します。

それから、3カ月ぐらいが経って、ようやく社外取締役と普通の執行陣の関係が安定してきたと思います。指示も行き届くようになってきましたから、これからいろいろやっていきたいと思いますし、まずは秋に、社外取締役が先ほど申し上げた経営方針みたいなものを出す。それを受けて、カンパニーごとのヒアリングみたいなものが始まるというプロセスになると思います。その間に、例えば先ほどの合理化もそうですし、アライアンスも含めて発表できるものが出ていくということだと思います。

発表というのは、中間決算の後ぐらいですか。あるいは同時にですか。

ちょっとまだ時期は決まっていません。今、中身をやっているものから。

それはまだ決めていないということですね。了解いたしました。

○川端委員長、どうぞ。

遅れてきまして済みません。

まず、来年度のある早い時期で、柏崎刈羽が動くかどうかというのは結構難しい状況かなと思うんです。やはりここは事業者として、しっかりとこうやっていくのかということが大事かなと思うんです。どういうことが要求されるかというのは、今、議論されていると思いますけれども、それを待ってからではなくて、どんどん世界の状況とかを見て、こうするんだということとで一步リードするという言い方は悪いかわからないけれども、それが大事かと思っています。

あと、除染も難しく、先ほどのようにガイドラインをつくって、それをどんどん認めてもらっていくということでもいいかと思うんですけれども、同時に、人によっては1ミリ以下にしないといけないとか、いろいろな人も多いものですから、そういう人は中にいると思うんですけれども、ガイドラインを守りつつも、実際に除染がどうしておけているのかというと、具体的にはいろいろな課題が出ていると思うんです。それを見きわめつつ、それを解決していくということに同時にいかないと、なかなか前に進まないのかなと思います。例えば土壌を除染したとしても、今度は除染した土をどこにどう使えるか、その基準がないんです。それが1つのおくれだと思うんです。そういうところ、おけている原因をどこかの時点で指摘しながらやっていくことも大事なかなと思うんです。

もう一つ、廃炉ですが、ところどころでホールディングポイントを持ちながらやっていくことになっていますので、機構としても、そのロードマップどおりにいっているかどうかということを、何か別の形でチェックすることも大事なかなと思いました。

以上です。

○川端委員長 ほかに何か御質問あるいは御意見等ございますか。では、[REDACTED]、どうぞ。

[REDACTED] これも質問ですけれども、先ほどの自由化との関係ですが、14ページのカンパニー化というところは送配電、小売、燃料・火力と分かれているのは、ある程度自由化を想定して、こういうカンパニー制という形で導入したと認識しているんですけれども、例えばその観点と別に、将来非常に大きな収益を上げ得る分野というので、例えば5ページのプロジェクト化して進める改革8課題というところにも、スマメとか海外事業とかが出ていますけれども、この関係です。

要するに、例えば国内で発送電を分離してやるにしても、逆に海外であればむしろインテグレートしている、送配電と発電事業の双方を見ていることによるエクスパティーズというのが、もしコンサルタントとしてやっていくのであれば生きていくという面もあると思いますし、他方、海外のアセットということで、例えば燃料というのは大きなアセットを持っているわけなので、その燃料のアセットはどっちについているのかとか、いろいろ細かいところで恐縮なんですけれども、若干気になったものですから、今、わかっておられるのであればお答えいただきたいと思います。

[REDACTED] 今回、まだ調整できておりませんが、もし5年後に自由化が発効するとすればホールディング制がとれると思いますので、そのホールディング制を念頭に置いて

てやるというのは、まず明確に掲げる方向で社内で行っています。ただ、当面は社内カンパニーになる。その社内カンパニーの間に、先ほど吉野から話した、細かい単位でちゃんとコストをしっかりと見るという管理会計を、もっと導入するというのにメインを据えます。

おっしゃるように、スマメみたいに小売と送配電にかかっている部分とか、燃料は燃料・火力カンパニーにかかりますけれども、いろいろ途中段階のものがあります。これについては、とにかく付加価値をどうやってつくるかというビジネスモデルをつくるのと、そもそもどの企業と一緒にやるのかというアライアンス戦略をやらないと、自分の中だけでやってもしょうがないので、それをホールディングに行くまでの間に最優先でやる、そんなやり方で進めようとしています。

御質問に1つお答えすると、国際事業、海外事業ですけれども、これは確かにおっしゃるとおり非常に大事な、将来のある分野かなと思います。しかも、東電がいろいろと貢献できる分野でありまして、おっしゃるとおり必ずしも発電燃料だけではなくて、送配電の部分で、アジアの諸国を中心にいろいろなニーズがあると承知しています。

したがって、そこは総合的にグループとして対応できる形が望ましいと思っております、現在のところはまだ完全に決め切ったわけではないですけれども、総括的なコーポレートのところ国際担当部局を置いて、そこが発電と送配電、場合によっては小売というものもあるかもしれませんが、そこにその話をつないでいくという形になるのかなと思っております。もちろん余り組織が分かれて意見の流通がよくなるとか、そういうことは避けながらやっていきたいと思っておりますので、まさにおっしゃるとおりの形にしていきたいと思っております。

○川端委員長　ほかにございますか。

それでは、ほかに御質問、御意見はないようですので、本日の議事は以上になります。

今回の運営委員会の議事録については事務局にて作成し、後日委員の皆様にご確認していただき、その上で確定いたします。議事録の扱いは非公表です。

本日は、プレスブリーフィング等を行わず、プレス対応については、必要があれば私と事務局にて統一的に対応いたします。

次回の運営委員会の日程については、追って事務局より連絡いたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

午後17時29分閉会